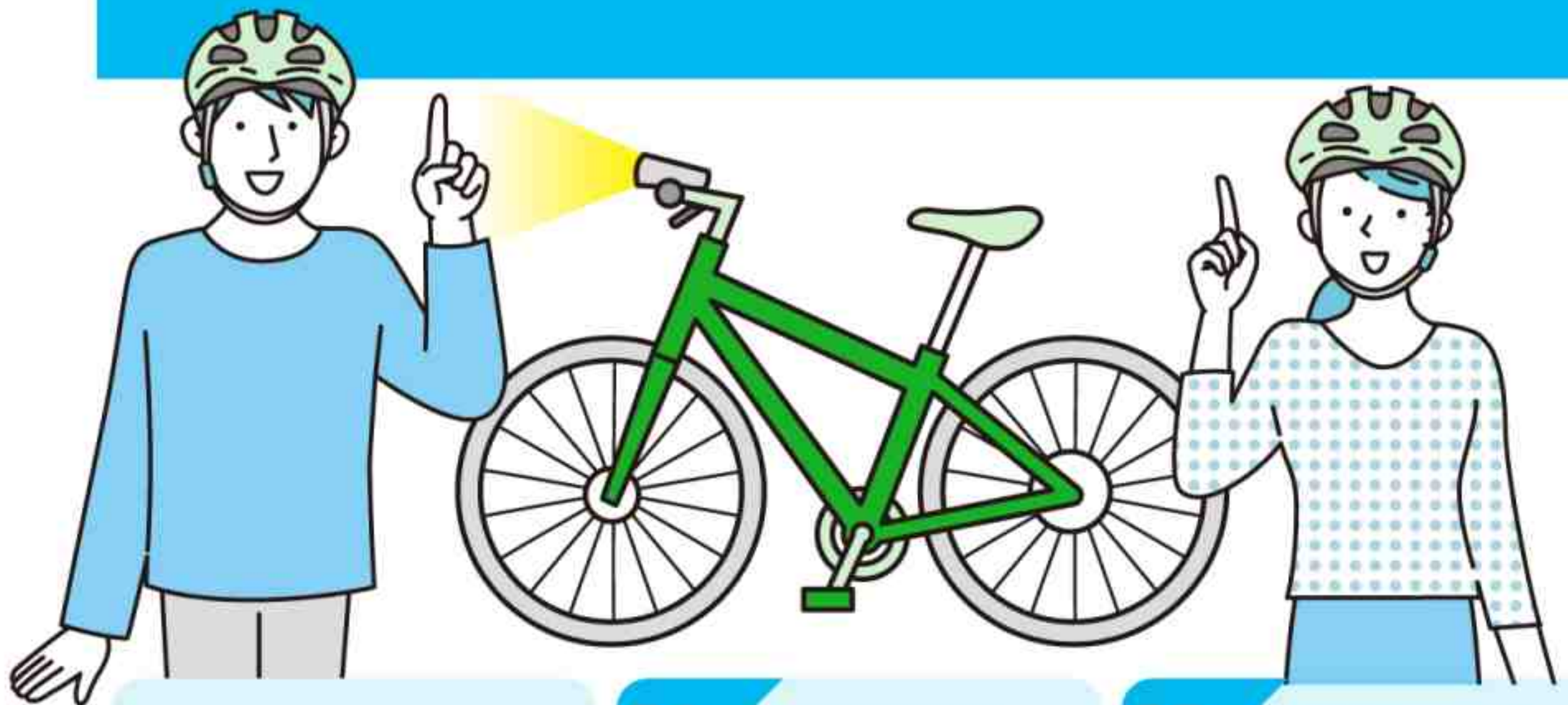


5月は自転車月間です

～自転車安全利用五則を守りましょう～



自転車 安全利用 五則

01



車道が原則、左側を通行、
歩道は例外、歩行者を優先

02



交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認

03



夜間はライトを点灯

04



飲酒運転は禁止

05



ヘルメットを着用



静岡県では、自転車保険等の加入が
条例により義務付けられています



しずおか交通安全ネット



静岡県交通安全対策協議会